

## 雇用の安定を求める意見書

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段です。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務です。しかし、政府は「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざして労働法制を次々と改悪し、雇いを不安定化させようとしています。

政府は昨年の通常国会で、一昨年に二度にわたって廃案となった労働者派遣法改正案を、派遣労働者をはじめとする大勢の働く人たちの反対の声を無視して強引に成立させました。

本法案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受け入れ機関の制限を事実上撤廃するものです。本法案の成立によって、正社員が減少し、不安定雇用で低賃金の派遣労働者が拡大することが危惧されます。

また、政府は「残業代ゼロ法案」（労働基準法改正案）によって、労働時間の基本的保護を無くし、過重な長時間労働を合法的に課す「高度プロフェSSIONナル制度」の導入、事実上の残業代ゼロで、長時間労働の原因となっている裁量労働制の拡大を目指しています。

一昨年の国会で全会一致で制定した過労死等防止対策推進法を反故にする「過労死促進法」と言っても過言ではありません。いま目指すべきは残業代をゼロにすることではなく、本人や家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることです。

さらに、政府がめざす「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなっています。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、次の事項を強く要望します。

### 記

1. 過重な長時間労働と過労死を招く「残業代ゼロ」の推進、お金さえ払えば不当解雇できる「解雇の金銭解決制度」の導入など、労働法制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 正社員と派遣労働者の均等待遇を確実に実現するための法制上の措置を速やかに講ずること。
3. 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
4. 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月14日

留 萌 市 議 会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
経済再生担当大臣	石原	伸晃	様
内閣府特命担当大臣（規制改革）	河野	太郎	様